

日本型教育の海外展開推進事業 パイロット事業の公募について

1. 公募の背景・目的

近年、諸外国から、高い基礎学力や規律ある生活習慣を育む日本の教育が注目されている。また、日本発の教育コンテンツはこれまでも海外展開が行われてきたが、その取り組みは主に個別の組織・団体・企業レベルで実施されたに留まっている。こうした背景の下、文部科学省では、関係府省や国際協力機構（JICA）、日本貿易振興機構（JETRO）、地方公共団体、教育機関、民間企業、NPOなどが協力してオールジャパンで取り組む「日本型教育の海外展開事業（EDU-Port ニッポン）」を開始した。

本事業は、日本政府が進める日本型教育の海外展開のモデルとして掲げるのに適した事業を、プラットフォームを通じ集中的に支援し、併せて成果・課題を検証、共有することで日本型教育の海外展開・推進に資することを目的とする。

2. 支援対象機関

教育事業を行う以下の団体とする。なお、複数団体で共同して本事業へ応募する場合、少なくとも1者がこの条件を満たすものとする。

- ① 公益法人
- ② 国立大学法人・公立大学法人・学校法人
- ③ 地方公共団体・地方教育委員会
- ④ その他教育事業者（予備校、塾、学習支援業、NPO など）

3. 支援対象事業

これまでに培った教育コンテンツ・手法・ノウハウなどに基づいた教育事業を、海外展開する取り組みに対して支援を行う。ここでの「教育」とは、いわゆる学校教育に限らず、家庭教育、社会教育等、生涯学習全般を対象を含む。また、ここでの「海外展開」とは、以下のようなものを指す。

- 日本で実施していた教育事業について、またはそのノウハウを活用して海外でも新たに実施するもの。
- 既に海外で実施していた教育事業について、そのサービスの更なる充実や規模の拡大を図るもの。
- 最短でも2年間は継続する事業であること。

具体的には、支援対象事業は以下の要件を満たしているものとする。

- 日本の教育の良い点が明らかにされており、「日本型教育の展開」であることがわかり易い（ビジビリティの高い）内容であること。
- 既存の開発援助や民間事業等の課題を克服する展開モデルであること。
- 複数の事業者・団体間の協業による展開モデルであること。

上記に加えて、例えば以下のような要素のいずれかを有していることが望ましい。

- 教育委員会・国立大学やその他の学校法人・独立行政法人をパートナーに含め、これら団体の国際化もあわせて資することを目的とする展開モデルであること。
- 産業とのシナジー効果等により、本公募事業終了後の自立的な事業継続を見込む内容であること。
- 現地国カウンターパートの協力確保の可能性が見通されている内容であること。
- スポーツ、文化（日本語教育も含む）、保健等、他分野にまたがる横断的な内容を包摂すること。

4. 支援件数・対象期間

- 今年度分として、総額約 800 万円の範囲で 2～4 件程度に配分予定。
- 今年度分としては、支援対象に決定した時点（11 月頃を予定）から契約期限（2017 年 2 月頃）まで、後述の支援を行う。
- 本事業は、本年度（2016 年度）から来年度（2017 年度）の 2 ヶ年に渡って支援を実施する予定であるが、来年度の支援については国の財政等の状況により必ずしも実施を保証するものではない。

5. 支援内容

受託者に対して三菱総合研究所は、文部科学省と連携して主に以下の支援を実施する。

- 海外展開予定先における現地関係機関との交渉・調整支援
- 実施費用の一部を支援
 - ✓ 但し、本事業の実施に直接必要とする経費のみとする。また、人件費および設備備品費は支援の対象外とする。
 - ✓ 具体的な支援金額は採択決定後に調整するものとする。従って「(様式 3) 日本型教育の海外展開推進事業 パイロット事業 経費計画」に計上した経費全てを支援するとは限らない。

6. 選定方法および結果（採択・不採択）の通知

- 提出された提案内容と経費計画に基づき、以下のような視点に基づき審査を行う。
 - ✓ 「日本型教育の海外展開事業（EDU-Port ニッポン）」の趣旨合致した成果や波及効果が期待できるか。
 - ✓ 「日本型教育」と言える特徴的な教育コンテンツやその事業内容が充実しており、かつ現実的か。
 - ✓ 海外展開を効果的に推進するに当たって、十分かつ現実的な実施体制（外部機関との連携も含む）が取られているか。
 - ✓ 取り組み内容に関するスケジュールおよび経費計画は適切・効率的か。
 - ✓ 事業を円滑に実施するための経験・実績を有しているか。
- 申請については、「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォームステアリングコミッティ幹事会¹」での検討・助言を踏まえて採択先を決定する。

¹ 「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォームステアリングコミッティ幹事会」とは、本パイロット事業を含む、日本型教育の海外展開を支援する施策・事業全般を協議・調整するため、主に関係府省・機関の担当者や有識者で構成される組織である。

- 審査結果(採択・不採択) は、適正な書類の提出があった全事業提案者に対し、書面にて通知する。

7. 採択案件および採択者に求めるその他の事項

- 採択と通知した提案については、追って事業提案者名、案件名、案件概要を、当事業のホームページ上に公表すると共に、メディア等に対する情報発信にもご協力いただくものとする(例えば、シンポジウムでの成果報告等)。
- 採択者は、本事業の契約終了時点までに、本事業での活動内容を取りまとめた簡単な報告資料を作成し、三菱総合研究所に提出する。

8. 申請方法・スケジュール

本事業の大まかなスケジュールは以下のとおり。

9月30日	公募開始、公募説明会の開催(参加は任意)
10月14日	公募締切(同日12:00まで)
10月下旬～11月上旬	審査結果・採択団体発表
11月中旬	契約締結、支援開始

申請方法は、本事業ウェブサイト(<https://www.eduport.mext.go.jp/news/2016/09/pilot2.html>)にある以下のファイル(様式1～6)をダウンロードの上、必要事項を記載し、「日本型教育の海外展開推進事業パイロット事業事務局」へ提出すること。提出方法は、必要事項を記載した申請書類一式(電子データ)を、education-pilot@mri.co.jpへ送信するものとする。((様式6)誓約書)については、必要事項を記入、押印したものをスキャンするなどして電子化の上、ご提出すること。)

なお、上記メールアドレスは添付ファイルのファイルサイズが3～4MB以上だとエラーメッセージを返信し、事務局にはファイルが届かない可能性がある。事務局からファイル受領の連絡がない場合には、申請者から別途確認を行うこと。

- ① (様式1) 日本型教育の海外展開推進事業 パイロット事業 申請書
- ② (様式2) 日本型教育の海外展開推進事業 パイロット事業 提案内容
- ③ (様式3) 経費計画
- ④ (様式4) 競争加入者に関するデータ
- ⑤ (様式5) 事業参加者の実績
- ⑥ (様式6) 誓約書

9. 申請書等の提出先および問い合わせ先

本パイロット事業や「日本型教育の海外展開事業(EDU-Port ニッポン)」に関する問い合わせ、本パイロット事業の申請書等の提出先は以下のとおりである。

申請書等の提出先および問い合わせ先

「日本型教育の海外展開推進事業 パイロット事業事務局」

株式会社三菱総合研究所

日本型教育の海外展開推進事業 パイロット事業事務局

担当 : 山野、角田、加藤

電話 : 03-6705-6051

e-mail : education-pilot@mri.co.jp